

琉球大学学術リポジトリ

＜翻訳紹介＞ロースクール（法科大学院）規則

メタデータ	言語: 出版者: 琉球大学法文学部 公開日: 2007-08-28 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 永田, 均 (訳) , 武田, 昌則 (訳) , Nagata, Hitoshi, Takeda, Masanori メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/1573

翻訳紹介

ロースクール（法科大学院）規則

琉球大学法科大学院

教授 永田 均

助教授 武田 昌則

ロースクール学業規則（Academic Regulations）の翻訳紹介

21世紀の司法を支えるにふさわしい質・量ともに豊かな法曹養成の中核（司法制度改革審議会意見書における表現）を担う法科大学院という新たな制度の創設に伴い、その法科大学院のガバナンスがいかにあるべきかを探るための資料として、法科大学院（ロースクール）制度の歴史を積み重ねてきた先達である米国のロースクールの学業規則（Academic Regulations）を取り上げ翻訳紹介していきたいと思う。

スタートを切ったばかりの日本のロースクールで、今回の翻訳の対象であるハワイ大のような詳細で充実した学業規則を規定しているところはないのではと思われるが、今後アメリカのロースクールの学則は、日本の法科大学院充実のために参考にされなければならないであろう。

本稿では、法科大学院規則の現状に関心のある、永田およびアメリカのロースクールを卒業し、カリフォルニア、ニューヨーク両州の弁護士である武田が、その翻訳紹介をすることになった。この翻訳紹介が、日本の司法改革の中の中心的役割を担う法曹養成機関である法科大学院のガバナンスの理解と日本でのガバナンスのあり方に役立つものと自負し、翻訳紹介するものである。

第1稿では、2005年3月琉球大学大学院法務研究科（法科大学院）と正

式に交流協定を締結したハワイ大学ロースクールの規則を紹介してみたい。ハワイ大学ロースクールは、その規則をインターネット上で公開しているロースクールの一つであるが、規則の制定されている分野も多岐にわっており、内容も膨大であることから、今回は、その学業規則（Academic Regulations）を紹介することとする。

ハワイ大学ロースクール学業規則（Academic Regulations）（1）

目次

- セクション1 学業成績の記録
- セクション2 ハワイ大学ロースクール法務博士号取得要件
- セクション3 スペシャルプロジェクト
- セクション4 成績評価
- セクション5 在学継続資格
- セクション6 必修の科目・演習・ワークショップに合格すること及び科目の再履修
- セクション7 書面作成課題の提出期限
- セクション8 監査
- セクション9 再入学
- セクション10 試験
- セクション11 成績評価結果の審査手続
- セクション12 学生による試験答案の審査についての規定
- セクション13 サマースクール
- セクション14 他校訪問中のハワイ大学ロースクール学生
- セクション15 ハワイ大学訪問中の他校の学生
- セクション16 編入学生

- セクション17 単位互換
- セクション18 パートタイム就労
- セクション19 外国の法律プログラム
- セクション20 規則的かつ厳格な参加要件
- セクション21 履修科目の負担
- セクション22 ロー・ジャーナル
- セクション23 科目履修の取消
- セクション24 休学
- セクション25 兵役
- セクション26 規則の改正
- セクション27 抗告 (異議申し立て)
- セクション28 プライバシーの権利

セクション1. 学業成績の記録

在学中もしくは在学した学生の学業成績についての評価は、口頭によると、書面によるとの如何を問わず、当該学生の書面による承諾のない限り、公的な資格において行動する大学の被用者以外に対しては、一切公開されない。学生の記録の取扱いについては、家族教育及びプライバシー法 (Provisions of the Family Educational Rights and Privacy Act, FERPA)が適用される。事情の如何を問わず、在学中もしくは在学した学生の学業記録 (成績及びGPAを含む。) が、電話で当該学生に知らされることはない。学生は、写真付身分証明書を持参の上ロースクールに出頭し、自己の学業記録を閲覧する旨を請求する書面を作成することにより、自己の学業記録にアクセスすることを請求することができる。セクション28を参照のこと。

セクション 2. ハワイ大学ロースクール法務博士号取得要件

A. 訪問・編入（トランスファー）・外国プログラムへの参加といった例外を除き、ロースクールに最低6学期間、常時在学していること。

1. ロースクールに常時在学していると認められるためには、学生は、1学期につき少なくとも12単位につき履修登録し、そのうち少なくとも9単位につき合格成績を得ていなければならない。学期の修了前に履修登録を撤回したことにより12単位の履修登録を満たすことができない場合には常時在学していたことにはならないものとする。特段の事情があり、かつ、事前に、副研究科長もしくはその代理人（以下、「副研究科長」とする。）¹の書面による許諾を得た場合には、学生は、当該学期については、10単位につき履修登録することにより常時在学していたものと認められるものとする。但し、学生は、履修登録した単位のうち9単位以上につき合格成績を得なければならない。学生は、1学期間につき、常時在学した学期を1を超えてカウントすることはできない。
2. 学生は副研究科長の事前の書面による許諾を得て、学期のうち一時期のみ在学したことをカウントすることができる。
 - a. ABAにより認可を受けたサマープログラムに参加して6単位以上を取得した学生は、学期前半期在学したことをカウントすることができる。
 - b. 特段の事情の存する場合には、学生は、6以上9以下の単位を履修登録し学期前半期在学したことをカウントすることができる。「特段の事情」とは子の養育、健康、扶養及び妊娠等を含むものとする。学生がこ

¹Associate Deanの場合、Assistant Deanとは異なり、教授が就任する 경우가多く、研究科長に次ぐ管理者としてのポジションが与えられている場合が多いようである。これに対し、Assistant Deanの場合、教授でない人（弁護士等）が事務方のトップとして就任する 경우가多いので、研究科長補佐、とここでは訳す。

の選択肢を取りうるのは1回に限られるものと思料される。a項及びb項に基づいて取得された、2学期における半期在学は、これを合算することにより1学期常時在学したものとカウントすることができる。

- c. 2つ以上の学位取得予定の学生は、その最終学期において、a項に基づいて取得された半期在学と、ロースクールにおける半期在学とを合算することができる。但し、当該学生が当該最終学期において6以上のロースクールの単位を取得し、別の学位取得のための科目履修のためにハワイ大学において常時在学している場合に限られる。常時在学学生として登録した学生で9単位未満しか取得できなかった者は、上記b項又はc項に定められた基準を充たさない限り、一時期のみ在学したことをカウントすることはできない。

3. 第1年次の終了後、当該時点での履修要件を充たしている学生は、副研究科長による事前の書面による許諾を得て、当該学期について在学をカウントしないことを条件に、12単位未満しか取得しないことを選択することができる。この選択肢は2回を超えて行使することはできない。

B. 学期において89以上の単位時間を履修したこと

C. 第1年次の第1学期の終了後に履修された全ての科目の平均ポイントが2.00以上であること

D. プロ・ボノ（公共奉仕pro bono）² 要件を充たしていること

²ここでいうプロ・ボノは、クリニック等を通じて、無料で市民に法律サービスを提供することを通じて公共奉仕を行うことを意味するものである。

- E. 全ての必修科目（第1年次科目、憲法Ⅰ、第2年次演習、法曹倫理）及び、副研究科長により指示されている要件を充たした科目の中から、実習もしくは技術科目1つを履修していること。履修要件については、ロースクールの正規のカタログにおいてより詳しく述べられるものとする。必修科目は他のロースクールにおいて履修することはできない。
- F. 学生は、入学後5年以内に（但し、プレ・アドミッション（予備選抜）³ 学期を除く。）、上記AないしE項に記載された履修要件を充足しなければならない。
- G. ロースクール及びハワイ大学に対して発生した債務（緊急時の学生ローン、鍵、違法駐車の前金、図書館からの借用図書のリターン・支払いを含む。）は、卒業前に完全に履行されなければならない。
- H. 学生は卒業要件につき注意を払わなければならない。学生は、ロースクールの事務・教授陣から助言を受けることはできるが、自らの卒業要件を充足することについては、個人的にかつ直接にその責任を負うものである。

セクション3. スペシャルプロジェクト

A. スペシャルプロジェクトの定義

スペシャルプロジェクトとは、エクスターンシップ、直接指導プロジェクト、ロー・レビュー、アジア・太平洋ロー&ポリシージャーナル、外国での法プロ

³プレ・アドミッション（予備選抜）とは、太平洋諸島在住の出願者等、出願につき不利な状況に有ると認められる者の中から選抜された一定の人数の者を、正規に入学した学生と一緒にまず1年次のプログラムを履修させ、その中で、ロースクールを正規に履修することができると思われる学生については、改めて正規の学生として、3年間の正規のプログラムの履修を許す、というプログラムのことである。

http://www.hawaii.edu/law/admissions/admission_general_information/pread.html

グラム (ABAにより認可されていないプログラム。たとえば、フィリピン大学での学期等。)、模擬法廷チーム、模擬法定事務局、及び、ハワイ大学の他の部局で履修される大学院科目・演習を含むものである。他のABAにより認可されたロースクールによる外国でのサマー科目等は、スペシャルプロジェクトとしてはカウントされない。

B. 制限

1. 法務博士号の取得については、スペシャルプロジェクトは合計12単位を超えてカウントされることはないものとする。複数の学位や、アジア・太平洋エクスーンシップや外国の法プログラムを履修する学生については、スペシャルプロジェクトは17単位までカウントされる。
2. プロベーション⁴期間中 (on probation) の学生はスペシャルプロジェクトを履修することはできない。
3. 学生は、アジア・太平洋エクスーンシップと外国の法プログラムの両方を履修することはできない。

C. ロースクール外の科目

1. 複数の学位・証書の取得を目的としない学生

複数の学位の取得を目的としない学生は、事前に副研究科長の許諾を得ることにより、ロースクール外での大学院レベル (600以上) の科目に合格することにより、3時間分の単位まで、これを、法務博士号の取得のためにカウントすることができる。

副研究科長の許諾を得ることにより、学生は、外国語科目 (300以上の

⁴プロベーションとは、セクション5についての翻訳において詳述するが、修了要件を充たすことができないおそれがあると認められた学生に対する観察期間であり、この期間内に一定の成績を納めることができなければ退学させられることとなる期間である。

レベル) に合格することにより、3時間分の単位まで、これを、法務博士号の取得のためにカウントすることができる。但し、200以上のレベルの外国語科目が提供されていない場合には、200レベルの外国語科目の履修が許諾されることがある。

2. 複数の学位・証書の取得を目的とするプログラム

複数の学位を取得するにあたって特別な申請手続は必要とされないが、個々の大学院プログラムについて別個に志願し、個々の入学要件を充足しなければならない。一つのプログラムに入学が認められたからといって他方のプログラムについても入学が保証されるわけではない。ロースクールについては、その入学による単位計算が開始される前に取得した科目の単位を互換することは認められない。

法務博士号取得のための我々のプログラム及び他の大学院学院もしくは修了証明書取得のためのプログラムに適切に参加している学生は、他のプログラムでの該当単位が取得される前に、そこで合格成績を得た科目につき10単位まで、法務博士号取得のための単位としてカウントすることができる。

学生が、他の博士号プログラム又は修了証明の取得の前に法務博士の学位取得のための履修を完了するような場合には、他のプログラムにおいて取得され法務博士の学位取得のためにカウントされるべき10単位については、学生が当該他のプログラムの成功に向けて実質的な進歩を示してきた場合にのみカウントされるものとする。

3. 大学院科目についての事前の許諾がなされるためには、副研究科長により、当該他のプログラムの科目が学生の専門的法学教育や法律職としてのキャリアにとって有益かつ関連性を有するものであり、かつ、その内容がロースクールで提供される科目の代替となるに相応しいものであることが認められなければならない。

4. 全ての大学院プログラムの成績は文字で示される成績として考慮される。
C以上の成績は、ロースクールでの成績証明書では「単位取得」とのみ記され、GPAの算定については考慮されない。
5. プロベーション期間中の学生は、学期中であると、夏季休暇中であると如何を問わず、ロースクール外の科目を履修することはできない。

D. エクスターンシップ

1. アジア・太平洋エクスターンシップを除き、エクスターンシップは2単位とする。少なくとも、1学年度の履修を完了した学生のみが参加することができる。
2. 学生は、卒業のために2つのエクスターンシップにより取得した単位（4単位）をカウントすることができるが、アジア・太平洋エクスターンシップを選択した学生は、他のエクスターンシップの単位をカウントすることはできない。エクスターンシップは、法律事務所・公的機関・裁判所・州議会の各部門から一つだけ履修することができる。
3. 学生は、アジア・太平洋エクスターンシップを履修することにより、12単位を取得し、エクスターンシップ中常時在学したことをカウントすることができる。アジア・太平洋エクスターンシップの単位を取得した学生は別のエクスターンシップの単位を卒業単位にカウントすることはできない。アジア・太平洋エクスターンシップは、ハワイ州外の場所において許諾されることができる。各学期ごとに、アジア・太平洋エクスターンシップに参加することのできる学生数は限定されている。エクスターンシップとして認められるためには、教室設備が整っていなければならず、エクスターンシップディレクターから事前の許諾が得られなければならない。
4. 各学期につき一つのエクスターンシップのみが許諾される。
5. プロベーション期間中の学生はエクスターンシップに参加することがで

きない。

E. 直接指導プロジェクト

1. 常勤教員は、各学期ごとに、直接指導プロジェクト・法576V（Law 576 V）を履修する学生3名までを指導することができ、履修を決定した際に学生と合意したところに従い、5段階の成績評価もしくは合否のみを示す成績評価を行うものとする。新たに教授陣に加わった教官については、最初の2年間は、リサーチプロジェクトを直接指導することはできないものとする。
2. 上記のプロジェクトについては3単位を超えて付与されてはならない。但し、当該プロジェクトが行われる学期開始前に、指導教官からの理由を付した書面での申請に基づき、教授会から、3単位を超える単位の付与につき許諾を得ていた場合は、この限りではない。
3. プロジェクトについて標準的な成績評価がなされるかそれとも合否のみの評価がなされるかの決定は指導教官によってなされた上で、当該プロジェクトが行われる学期の登録期間中に、学生記録に登録されなければならない。
4. プロベーション期間中の学生は直接指導プロジェクトを履修することはできない。

セクション4 成績評価

A. 成績評価システム

E項及びA.1及びA.2に記載された例外にあたる場合を除き、学生は、その学業につき、ハワイ大学大学院部門により採択されたものと同じく、下記の＋を付された成績評価システムにしたがってその成績を評価されるものとする。

成績評価によるポイント

科目の履修により付与される単位についての成績評価ポイントは、下記にしたがって算定されるものとする。

A+=4.0	B+=3.3	C+=2.3	D+=1.3	F=0.0
A=4.0	B=3.0	C=2.0	D=1.0	
A-=3.7	B-=2.7	C-=1.7	D-=0.7	

成績評価

学生の成績はA+, A, A- (優れている)、B+, B, B- (水準を充たしている)、C+, C, C- (水準を充たしていない)、D+, D, D- (不十分な成績)、F (不合格)、CR (単位付与)、NC (単位を付与しない)、S (修了)、I (未了) といった形で評定されるものとする。Lは監査科目において用いられるものとする。

+及び-の評定は、GPAの計算に用いられるものとするが、教官は、+-を使用しない文字のみの成績評価を選択することもできるものとする。

第1学年次の第1学期における履修及びブレアドミッション (予備選抜) 学生としての学期における履修については、下記のとおり取り扱われるものとする。

B. 成績評価基準

全ての科目の成績評価基準は、各教官に対し、施設としての水準を示しつつ、個々の教官による取扱いの違いや、異なった科目における学生の成績の取扱いの違いを許容すべく、下記のとおり定められるものとする。下記にしめされた範囲と異なった評価を行う場合には、教官は、その理由についての研究科長もしくは教授会からの照会に対し、これを正当化する説明ができるようにしておくものとする。

成績評価分布基準

成績	範囲	
A+～A-	全体の5%から25%	但し、上位15%を超えてA又はA+を付与することはできない
B+～B-	全体の75%から90%	但し15%以上の学生がB-以下になるものとする。
C	-----	範囲を限定しない
D	-----	範囲を限定しない
F	-----	範囲を限定しない

多くの科目における成績評価分布はC+もしくはB-が標準となるものとする。
法文書作成の科目についてはBが標準となるものとする。

C. ランク付け

順位ランク付け

各クラスの上位15%については、春学期の成績が交付された後で算定されるものとする。2年次及び3年次の学生に対しては、順位ランク付けはGPAの総計（1年次秋学期の試行的成績評価を除く。）に基づいて算定されるものとする。クラスでの順位ランク付けは重なること（1位タイ、2位タイ等）がありうるものである。その場合、学生は、就職希望先に対し、春学期後に発表される非公式な成績評価報告において「タイ」とされていることを明確にすることが強く望まれる。

1年次学生については、順位は春学期の成績のみに基づいて算定される。秋学期の成績は、ロースクールより「成績報告書」として交付されるものではあるが、試行的なものにとどめられているからである。12月に卒業する学生については、順位は、春学期の成績が報告された後にのみ算定されるものとする。12月に卒業する学生は引き続いて春に卒業する学生らと一緒に順位付けされる

ものとする。

学生が上位20%にランク付けられる場合、順位は春学期についてのみ「成績報告書」に記載されるものとする。順位が示されていない場合、当該学生は上位20%に入っておらず、5段階のランク付けで報告が記載されるものとする。

5段階ランク付け

ロースクールは、各クラスにつき、5段階1段（上位20%）、5段階2段（上位20～40%）、5段階3段（上位40～60%）、5段階4段（上位60～80%）、5段階5段にランク付けされるものとする。さらに、クラスの平均点を算定される。5段階ランク付けは各学生のGPAの総計（試行的成績評価に基づくものを除く。）に基づいて決せられる。5段階ランク付けは、各学期の成績報告書（1学年次の成績報告書を除く。）に記載されるものである。

大学院学生に対する優等表彰

スナマ・クム・ラウデ GPA総計に基づく上位5%

マグナ・クム・ラウデ GPA総計に基づく上位10%

クム・ラウデ GPA総計に基づく上位25%（5段階1位）

D. 成績報告

ロースクールの成績は数々の異なったフォーマットで報告されるものである。

成績報告

ロースクールの学生サービスオフィスは、各学生につき、それぞれ秋・春学期の修了ごとに、必ず成績報告書を作成するものとする。科目が合否ベースもしくは監査用に履修されたものでない限り、学期間に履修された全ての科目及び付与された成績（＋及び－を含む。）が表示されるものとする。1学年次学

生については、成績報告書は秋学期後に交付されるが、成績評価は試行的なものであり、ロースクール外には一切開示されないものとする。成績報告書は、非公式のものとして扱われるものである。

5段階ランク付けは、1学年次の秋学期を除き、各学期の成績報告書に表示されるものとする。

各クラスの上位20%に対する順位ランク付けは、1年に1度のみ、春学期の成績が交付された後に行われるものとする。学生が上位20%にランクされた場合、そのことは春学期の成績につき交付された成績報告書にのみ記載される。順位は、秋学期の成績報告書には表示されない。秋学期の成績報告書は5段階ランク付け（5段階1段、5段階2段等）のみを表示するものとする。

学生は自らの順位（該当する場合のみ）及び5段階ランク付けを自己の履歴書に表示することができる。但し、学生の順位が5段階1段の中で他の学生と同位である場合、学生はその旨を経歴書及びインタビューにおいて明確に示す責任を負うものである。学生には、各学期において用いられている成績評価システム及び成績分布基準を記載した非公式の成績評価基準冊子を活用することが推奨される。

ウェブサイトを通じた成績評価へのアクセス

学生は自己の成績につき、ハワイ大学の学生用ウェブサイト www.hawaii.edu/myUH を通じてアクセスすることができる。

公式成績証明書

ハワイ大学の入学選抜・記録オフィスは、請求により、少額の費用で学生の「公式成績証明書」を作詞するものとする。「公式成績証明書」は総合的なものであり、履修された全ての科目及び成績結果を表示するものとする。各学生は各学期、成績結果が公示された後で証明書謄本の交付を請求することができる。

公式成績証明書におけるGPAは、ロースクールにより算定されたGPAとは異なるものであることに留意されたい。これは当校の学業規則の複雑さによるものである。例えば、学生が他の大学院の科目を履修した場合、その科目の成績はロースクールのGPAにはカウントされない。

1 学年次の学生については、秋学期の公式成績証明書は段階成績評価を示すものではなく、単位取得の有無のみを表示するものとする。

成績報告書・成績通知書・公式成績証明書等の全ての書類の保管については、各学生が自らその責任を負うものである。

E. ロースクール外で履修された全ての科目・演習（他のロースクールで履修した科目を含む。）については、成績評価を伴って履修されなければならないが、ロースクールの公式成績証明書においては、単位取得の有無のみが表示されるものとする。「単位取得」はCもしくはそれ以上の成績評価であることを示すものとする。

F. 全てのエクスターンシップ科目は単位取得の有無のみで評価されるものとする。「単位取得」はCもしくはそれ以上の成績評価であることを示すものとする。

G. 各学生は、教官の許可を得て、在学中の各学期につき6時間分まで、通常段階評価がなされる科目につき、単位取得の有無のみで評価されることを選択することができるものとする。「単位取得」はCもしくはそれ以上の成績評価であることを示すものとする。「単位なし」はC-以下の成績評価であることを示すものとする。単位が付与されない場合、当該時間は各学期の6時間分にはカウントされない。単位取得の有無のみで評価されることが選択さ

れた場合、当該学生の成績評価はGPAには含まれず、かつ、当該科目における最高成績表彰を受けることもできない。この選択を行う学生は、各科目の追加期間終了までに選択を行わなければならない。

学生は、この選択を行うについては注意深く検討しなければならない。特に学生のロースクール最後の学期においてはなおさらである。また、選択を行うについては、副研究科長に相談することが望まれる。

H. 「単位なし」の成績は在学要件についてはカウントされず、また、卒業に必要な単位時間にもカウントされないものとする。

（例）

12単位を履修登録した学生が4単位につき単位取得の有無のみで評価されることを選択した場合、本来D評価の成績であったとすると、単位を取得することができず、在学要件としての9単位取得を充たすことができないこととなる。もし当該学生がロースクールにおける最後の学期にあったとすると、当該学生は卒業することが不可能となってしまう（学業規則セクション2のAの1参照）。

I. 各教官は、学生の成績を評価するにつき考慮される事情（試験の解答、書面もしくは口頭での課題、授業への参加、スペシャルプロジェクト等）及び成績評価につきそれらの事情が占めるべき比重を決定するにつき広範な裁量を有するものである。各科目の教育目的と合理的な関連性を有しない事情やかかる目的を達するにつき合理的に必要または有益であると認められないような事情は考慮されてはならないものとする。

教官が期末試験に代えてもしくはこれに加えるべき事情を考慮しようとするときは、当該教官は、学生に対し、考慮されるべき事情及びその事情の比重を、当該科目につき、成績評価がなされるべき学期における、最初の週の

終了までに書面で通知しなければならない。また、当該教官は、その旨を、ロースクールの事務局にも、上記の期日までに提出しなければならない。

セクション5 在学継続資格

- A. 学生は、各学期末において、その時点までのトータルのGPAが1.6未満の場合には、在学を継続することができない。
- B. 各学期末においてその時点までのトータルのGPAが1.59を超えているが2.00に満たない場合は、在学を継続することができるがプロベーションにおかれなければならない。かかる学生がプロベーション期間中の学期に取得した科目の平均が2.00を下回る場合には、当該学生はその学期より後に在学することはできない。
- C. 上記A項及びB項の適用についての学生の平均成績の算出については、「未修了」の成績評価は考慮されないものとする。
- D. プロベーション期間中の学生は、ロースクールもしくはハワイ大学の委員会の委員に立候補したり、任命されたり、任務を継続したりすることや、模擬法廷コンテストのような学生コンテストに参加することはできない。また、プロベーション期間中の学生は学生組織の事務局員になろうとしたり、それを継続しようとしたりしないことが強く望まれる。
- E. プロベーション期間中の学生は、セクション3Aに記載されたスペシャルプロジェクトに登録することができない。
- F. プロベーション期間中の学生は、クリニックコースに参加することはでき

ない。

セクション6 必修の科目・演習・ワークショップに合格すること及び科目の再履修

A. 必修科目・演習・ワークショップに合格すること

単位転換を行った学生を除き、学生は、段階的成績評価のなされる全ての必修科目・演習・ワークショップにおいてD以上の成績を取得し、単位取得の有無で評価のなされる科目において谷を取得しなければならない。1学年次において必修とされる継続科目（契約法Ⅰ及びⅡ、民事手続法Ⅰ及びⅡ、不法行為法Ⅰ及びⅡ）につきD-以下の成績を取得した学生は、当該成績を取得した科目を再履修しなければならないが、再履修の前に、その次に履修すべき継続科目を履修しなければならない。

B. 再履修一般について

在学を継続できる学生は、全ての必修科目・選択科目につき、D、D-、F、もしくは単位なしとされた場合には、再履修することができる。各科目は1回に限り再履修することができる。したがって、学生が必修科目でFとなり、再履修においてもまたFとなった場合には、2回目の再履修は許されず、学生は必修科目につきD以上の成績を取得しなければならないとするロースクールの卒業要件を充たさないものとして退学しなければならない。また、学生が、単位取得の有無で評価されるものとして当初履修した場合には、再履修においても同様の形式で成績評価がなされなければならない。同様に、当初の履修が成績につき段階評価を受けるとされていたのであれば、再履修においても同様の形式で成績評価がなされなければならない。

1. 再履修の場合の成績評価の取扱い

a. 再履修で当初より悪い評価となった場合

再履修において当初の履修よりも悪い成績評価を受けた場合、再履修における評価は、当初の成績評価よりも悪い新しい成績評価が、全ての点（GPAの算定、卒業、在学継続要件等）において当初の成績に代えて記録されるものとする。よって、もし学生が、以前Dを取得した科目を再履修してFとなった場合、新しいFが当初のDに代わって全ての点で記録されるものとする。

b. 再履修の成績評価はCを超えて良いものとはならない。

もし新しい成績評価がA+、A、A-、B+、B、B-またはC+である場合、学生のロースクールにおける記録ではそれらのCよりも高い成績評価ではなく、Cの成績評価が記録されるものとし、全ての点において、この新しいCの成績評価が用いられるものとする。

2. 再履修において取得された単位の取扱い

再履修科目において取得される単位数が当初履修された科目の単位数とは異なる場合においては、全ての点において、再履修において取得された単位が当初履修された単位に取って代わるものとする。ハワイ大学入学選抜・記録オフィルに保管される公式成績証明書においては、当初の成績評価と再履修における成績評価の双方が記録されるものとする。

セクション7 書面作成課題の提出期限

成績評価の全部又は一部について考慮される全ての書面作成課題については、作成書面は当該科目が履修された学期の試験期間の最終日以前か、指導教官により指定されたそれ以前の日までに提出されなければならない。提出期限の延長については、適切な理由がある場合には、指導教官の裁量により認められる

ことができるが、延長措置は提出期限の前までに申請されなければならない。

指導教官は本規定を遵守できなかった書面については受領する必要がないものとする。2年次演習、上訴審弁論、リーガルメソッド演習といった、セクション毎に分けられ、統一された期限が設けられている科目については、延長措置は、提出期限に遅れた書面につきこれを許すか許さないか、ペナルティを付すかを決定する副研究科長を通じて申請されなければならない。コンピューターに関する問題による遅れについては許されないものとする。科目につき欠席が許される場合であっても、そのことが直ちに書面提出期限の延長をもたらすものではない、期限の延長は、適当と認められる指導教官もしくは副研究科長によって与えられるものとする。

理由なく提出期限に遅れた書面（第1次提出書面を含む。）は下記のペナルティを受けるものとする。

＜提出期限が月曜日の午前9時であるとした場合＞

書面が9時1分から正午までの間に提出された場合：成績評価は1ステップ減ぜられる。

（AはA-となり、A-はBとなるなど）

書面が同日午後12時1分から4時30分までの間に提出された場合：成績評価は2ステップ減ぜられる。

（AはB+となり、A-はBとなるなど）

書面が1日送れて火曜日に提出された場合：成績評価は1日遅れるごとに1段階減せられる。

（AはBとなり、BはCとなるなど）

<提出期限が月曜の午後1時であるとした場合>

午後1時1分から午後4時30分間に提出された書面：成績評価は1ステップ減ぜられる。

書面が火曜日に提出された場合：成績評価は1日遅れるごとに1段階減せられる。

週末もしくは休日にまたがって提出期限が遅れた場合：副研究科長がペナルティーを決定する。

書面課題が教官のメールボックスに提出される時間については、教官の秘書の時計の時刻により決せられるものとする。

セクション8 監査

監査は教授の許可を得て行うことが許される。2年次及び3年次の学生のみが監査科目の履修を登録することができる。監査科目は公的には、ハワイ大学の公式成績証明書には、Lとして表示されるが、GPAの算定、卒業・在学要件についてはカウントされないものとする。

セクション9 再入学

学業上の理由により在学を継続できない学生は、ロースクールの審査委員会に対し、書面により再入学の審査を申請することができる。申請委員会はロースクールにおける学業基準に照らして申請を審査し、下記の事情がある場合のみ、申請を認める方向で決定するものとする。

1学年次の最初の学期については、申請人は、自己がロースクールのプログラムを完遂でき、有能な弁護士となる可能性が高いことを証明した場合

その他の学生については、申請人は、自己につき特段の事情が生じていたこと、及び、自己がロースクールのプログラムを完遂でき、有能な弁護士となる可能性が高いことを証明した場合

申請委員会に対する申請は、規定された期限までに、副研究科長を通じて書面で提出されなければならない。再入学が検討されるためには、申請人は、退学後の学期の開始より2週間以上前もしくは副研究科長が書面で特定した期限までに、申請を提出しなければならない。上記期間内に申請を提出しない場合には、申請の権利を放棄したものとみなす。

申請人は自ら申請委員会に出頭する権利を有するとともに、申請の主張について補助者を用いることもできる。申請委員会に対して関連性のある証拠を提出する責任は申請人に存する。申請委員会は学生のロースクールにおけるファイル（学業記録を含む）を審査するとともに、申請に関する情報を積極的に外部に求めることもできるものとする。申請委員会により申請が認められればその決定は当該申請について確定するものとする。

申請の却下に対しては教授会総会に異議を申立てることができる。教授会総会に対する抗告においては、申請人もしくはその代理人は、5分間の教授会でのヒアリングを行うことができる。教授会に対して新たな証拠を提出することはできない。しかし教授会総会は申請委員会の決定を審査し、（差し戻しでなく）新たな決定を行うものとする。

教授会の定義する「特段の事情」とはロースクール学生にとって予見不可能かつ通常でない出来事であり、学生の法学履修について非常に大きな阻害効果をもたらす出来事をいう。

セクション10 試験

A. 試験の課せられる科目を履修する学生は、規則上定められた日時・場所に

において試験を受験しなければならない。試験の答案を提出しなかった場合には、段階評価のなされる科目ではFと評価され、単位取得の有無で評価される科目では「単位なし」と評価されることとなる。

上記規定に対する例外は、医療上受験が不可能であったことの証明書、確認された緊急事態、もしくは学生によって制御できない事情であって学生が規定された日時に試験を受ける可能性を実質的に阻害する場合にのみ認められる。但し、可能な場合には、学生は研究科長もしくは副研究科長の事前の許諾を得るものとし、さらに可能な場合には、規定された試験期間後に、再試験を受験するものとする。

- B. 期末試験は無記名で評価されるものとする。このシステムはロースクールの事務によって指定され、適宜教授会によって見直されるものとする。
- C. 副研究科長により制定された試験手続を参照のこと

セクション11 成績評価結果の審査手続

- A. 各指導教官は学生の要求により、当該教官の担当科目を履修した学生の成績評価結果について議論するものとする。
- B. 上記A項にしたがった審査がなされた後、学生が、当該成績評価が、教授の裁量を濫用し、恣意的、偏見による、もしくは他の深刻な不正に至っているものと考えたときは、当該学生は、ロースクールの学業苦情申立て手続きを利用して、成績評価の変更を請求することができる。
- C. 当該指導教官が、当該成績評価結果が、成績を算定する場合の機械的なエラーによるものであると認めたときは、当該指導教官は、教授会に対して

エラーの状況を報告し成績評価の変更についての許諾を申請するメモを配布する研究科長補佐⁵に対し、その旨を通知しなければならない。成績評価は、学生の業績を再評価することによって変更されるものではない。

セクション12 学生による試験答案の審査についての規定

試験答案はロースクールでの教育の重要な要素となるものである。試験答案は、教官の研究室又は教官秘書の事務所において学生の閲覧に供するか、もしくは、成績報告書の発送から45日後に学生に返却するものとする。全ての試験答案は学生に返却されない限り、1年間は保管されなければならない。

試験答案の評価方法は各教官の裁量にゆだねられる。もし評価方法として試験答案自体に得点が記載される場合には、教官は、事後得点結果が改ざんされる可能性に対処すべく改善することが強く必要とされるものである。

たとえば、教官が全ての得点を薄い鉛筆で記載している場合、得点記載欄が何者かにより改ざんされ、得点計算において計算上のエラーがあったとの主張がなされることがありうる。そのようなケースは、試験答案上に得点を表示するのではなく、別個の紙に記入するか、もしくは、ペンを利用することにより予防できるものである。

セクション13 サマースクール

良好な状態にある（プロベーション期間中でなく退学となっていない）学生は、副研究科長の事前の書面による許諾を得てABAにより認可されたサマープログラムに参加することができる。科目の詳細を記載したパンフレット又は受け入れ側の施設・履修科目・授与単位数について詳述したシラバスが提出されなければならない。さらに学生は、良好な状態にあることを示すレターを学生

⁵ Assistant Deanは、主に事務・渉外を担当する者に対する職名であり、教授ではない者が就任する場合も多いので、Associate Deanとは区別して、研究科長補佐と訳した。

サービスオフィスに作成してもらい、これをホスト施設に送付してもらうよう、請求しなければならない。

サマースクールにおける履修科目はロースクールで以前に単位が付与されたものと同一であったり、実質的に類似しているものであってはならない。かかる科目は段階的成績評価が提供されていないものでない限り、段階的成績評価がなされるものでなければならない。学生がC以上の成績を得た場合には当該単位は学生の卒業要件を充たすものとしてカウントされるものとする。しかし、当該成績評価は「単位取得」としてのみカウントされ、ロースクールのGPAの算定については考慮されないものとする。サマープログラムの修了により、学生は、成績証明書が本校に送付されるよう、責任を負うものとする。

セクション14 他校訪問中のハワイ大学ロースクール学生

良好な状態にある学生は、1ないし2学期につき、他のABAにより認可されたロースクールにおいて、常時在学学生として学業に従事し、副研究科長による事前の書面による許諾を得た場合に限り、当該ロースクールにおいて取得された単位を変換することができる。当該学生は、ハワイ大学常時在学学生として89単位中少なくとも45単位を取得し、本ロースクールにおける必修科目を全て履修していなければならない。

セクション15 ハワイ大学訪問中の他校の学生

他のロースクールからハワイ大学を訪問する学生は、これらの学業規則特に常時在学要件であるセクション2Aを遵守しなければならない。ハワイ大学訪問学生は科目履修についての抽選に参加することはできないが、定員に余裕のある科目について履修することができる。訪問学生は2年次演習につき、担当教官の許諾を得て、かつ、12名定員のセクションにつき定員に余裕がある場合には、履修することができる。

セクション16 編入学生

編入した学生は以前在籍したロースクールから44単位まで互換することができる。副研究科長は、互換の認められる科目と単位数についての決定を下すものとする。この決定に際しては、当該ロースクールにおいて取得された単位数が当校において取得されるべき単位数を超えている場合には、学生は、当校において得られるべき単位数のみを取得することができる。当該学生の前在籍校において取得されたGPAは、ハワイ大学におけるGPAとしては、卒業要件・在学要件の充足を含め、いかなる目的においても利用することはできない。互換された単位については「単位取得」との成績評価のみがなされるものとする。編入学生は当校において3学期間以上完全に履修し、その期間中、学期における取得単位が12未満となつてはならない。当校において45単位以上が取得されなければならない。

セクション17 単位互換（互換単位）

編入学生もしくは他のABA認可ロースクールを訪問したハワイ大学の学生が他のロースクールで取得した単位の互換を認めるにあたっては、副研究科長は、当校において現在認められている単位数を超えてこれを認めてはならない。たとえば、他のロースクールで履修された移民法につき3単位を取得した場合、（当校で認められている）2単位のみ転換が認められる。互換が認められる場合、互換された単位についての成績評価はカウントされない。互換単位については「単位取得」との成績評価のみが使用されるものとする。単位の互換が認められるためには、学生は、少なくとも当該単位につきC以上の成績評価を得ていなければならない。

訪問学生として他のロースクールに参加している期間中、学生は、履修科目につき「合否」もしくは単位取得の有無でのみの成績評価して提供されていない場合でない限り、段階的成績評価を受ける科目を履修し、当該科目につき

「合否」もしくは単位取得の有無でのみの成績評価を受けることを選択してはならない。

セクション18 パートタイム (非常勤) 就労

ロースクールは、プレアドミッション学生及び1学年次の学生について、学期間中の就労を禁止するものではないが、これを控えることを強く勧めるものである。カリキュラムの開始に伴う負担により、学生の勉強・学業の進歩が、就労に伴う弊害により深刻に損なわれることが余技なくされる可能性が高いからである。しかしながら、年々上昇する授業料や経済状況の悪化により就労が必要となる学生も存する。いかなる事情があるとしても、学期間中に1週間に20時間を超えて就労することは許されない。この規定に違反する学生は、学業規則違反として考慮される。また、学生は、就労の必要性は、学業上の期限や参加要件を充たさなかったことの正当化要因たる抗弁として、学業に関する抗告手続きにおいて利用することはできないことを考慮すべきである。

セクション19 外国の法律プログラムの単位互換

2学年次もしくは3学年次の学生は1もしくは2学期間外国の法律プログラムを履修することにより、当該プログラムにおいて取得された単位につき、1学期につき12単位までこれを単位互換することができる。その場合、当該学生は当該学期につき少なくとも12単位につき履修登録しているものとする。かかるプログラムについては、1年以上前から計画され、ABAの厳格なガイドラインを充足し、かつ、副研究科長から事前の書面による許諾を得ていなければならない。

セクション20 規則的かつ厳格な参加要件

常時在学とは1学期につき12単位以上を履修登録し、各授業時間につき規則

的かつ厳格な参加要件を充足することをいう。後者の要件は教育プログラムはロースクールの全てのメンバーによる積極的な参加がなければその潜在能力（ポテンシャル）を完全に発揮できないとの前提に基づくものである。

ハワイ大学の認証機関による課せられた制限に従い、教官は、病気・家族に生じた緊急事態もしくは他の特段の事情により個別のケースにつき例外を許容することができる。

いくつかのクラスについては副研究科長により出席ルールが定められている。学生はそのクラスを欠席しなければならない場合、副研究科長のオフィスに（電話もしくはEmailで）連絡し、欠席する旨を報告するものとする。欠席の理由、欠席されるクラス、及び、欠席する合計日数を示さなければならない。副研究科長は欠席につき理由があるかどうかを決定し、教官に通知するものとする。副研究科長の許諾が得られた場合には、欠席につき理由があるものとされる。理由のある欠席は書面作成課題について直ちにその期限の延長を容認するものではない。

<理由のある欠席と理由のない欠席の例>

A. 理由のある欠席

- ・個人的な事情につき深刻なもの
- ・病気（欠席の延長については医師の指示が必要である。）
- ・親しい友人もしくは家族の死亡
- ・宗教上の休日（ロッシュ・ハシャナやヨム・キップル等）
- ・模擬裁判・法律相談コンテスト
- ・地方もしくは全国レベルの、法律関連の会議に主体的に参加すること（発表者、法学生代表、主催者、もしくは表彰授与者）
- ・裁判所への出頭（クラスの時間に抵触することを示す召喚状のコピーを提出すること）

ロースクールは陪審としての義務を果たすことの重要性を理解するものである。副研究科長のオフィスは陪審としての義務が免除・延期されることを依頼する旨の手紙を準備することができる。

B. 理由のない欠席

- ・会議に聴衆として参加すること
- ・ロースクールのスポーツトーナメント
- ・緊急でない個人的な事情（通常の医師の診察、子犬の誕生等）
- ・学校内でのインタビュー・連絡
- ・自動車のトラブル／バスもしくは車への乗り遅れ
- ・結婚式、同窓会
- ・コンピューターのトラブル

規則的かつ厳格な出席要件を充たさない学生は、科目からの除籍・成績評価の低下・不合格成績評価を含む懲戒に服するものである。

学生が理由のない欠席を過度に繰り返した場合、副研究科長もしくはその代理人は、上記の規定により定められた制裁を課することができる。「過度の」とは3週間以上の欠席をいう。

セクション21 履修科目の負担

各学期における標準的な履修は14から16単位である。1学期につき17を超えて、もしくは12未満の単位の履修を希望する学生は、副研究科長もしくは研究科長補佐の事前の書面による許諾を得なければならない。副研究科長が12単位未満の履修を許諾した場合、学生のファイルに、その決定、理由、及び常時在学と認められるか否かが記録されるものとする。

セクション22 ロー・ジャーナル

ロー・ジャーナルの会員資格は、編集委員会及びその付随定款により定められるものとする。

セクション23 科目履修の取消

ロースクールにおける登録取消・追加期間の間、学生は、常時在学要件を満たしている限り、選択科目の履修を自由に取り消すことができる（セクション2A1参照）。その期間から、ハワイ大学が取消可能期限として設定した日までの間は、学生は、履修の取消について副研究科長の書面による許可を得なければならない。その日以後は、学生が制御できず通常でない事情がない限り、取消は認められない。必修科目（1学年次の科目、憲法I、法曹倫理、2学年次演習）の履修取消は特段の事情のない限り認められない。

セクション24 休学

1学年次を修了した学生は、1もしくは2の学期につき休学を請求することができる。この請求は副研究科長に対して書面でなされ、かつその理由が記載されていなければならない。

休学中の学生が休学期間の終了までに復学しなかった場合は、学生は法務博士プログラムから除籍されるものとする。法学教育を再開したい場合は、学生は1学年次としての入学を申請しなければならず、以前に履修した単位が法務博士号の取得につきカウントされることはないものとする。

セクション25 兵役

学期の修了前に合衆国軍隊への兵役召集を受けて休学した学生は、当該学期につき適当な単位数が与えられるものとする。副研究科長はその場合の履修要件を決定するものとする。

セクション26 規則の改正

本規則の改正及び卒業要件の改訂は適宜教授会によって承認され、その裁量に基づき改正の日から学生に対して拘束力を有するものとする。但し、改正時に履修していた学生につき、卒業のための単位及びGPA要件につき、遡って不利益に提供されることはないものとする。

セクション27 抗告

本規則に基づいて副研究科長により下された決定については、次の通常教授会の5日前までに、書面で副研究科長に申請することにより、教授会総会に対して抗告することができる。申請者は、教授会の裁量により、教授会に出席することができる。

セクション28 プライバシーの権利

連邦規則34章セクション99.7及び1874年家族教育権及びプライバシー法（以下、法という。）に基づき、ハワイ大学に在学している学生については、下記事項が通知されるものとする。

1. 学生のプライバシー権を保護するための、一般教育規定法タイトル4セクション438 (Pub.Law90-247) 及び法に基づく規則に従うことは、ハワイ大学の運営指針である。
2. 法に基づく学生の権利は、法の定める条件・制限に従い、下記のものに含まれるものである。
 - (a) 教育記録を閲覧・調査する権利
 - (b) 教育記録の修正を求める権利
 - (c) 教育記録中の、学生の同一性を判別できる情報を、関連する学生の許

諾を得ずにハワイ大学により開示されることがないように保護される権利

(d) 法に基づく権利を放棄する権利

(e) ハワイ大学が法を遵守していない旨を主張して異議を申し立てる権利

3. 学生は、法に基づき要求される施設の方針・手続が、業務手続A7.022、学生の教育上の権利及びプライバシーの保護に関する手続として公開されることに留意されたい。APA7.022のコピーは学生・研究科長オフィスもしくはwww.hawaii.edu/svpa/apm/a700/a7022a.pdfを通じて入手することができる。

4. 機関情報

学生は、下記の一定の個人特定情報が、大学により、機関情報として考慮され、公的な照会に対しては、州法に従い、大学の裁量に基づき、学生がかかる情報を開示しないことを要求した場合を除き、学生の事前の承諾なくして開示されることがあることに留意すべきである。

(a) 学生の氏名

(b) 大学の名簿に記載された住所及び郵便番号

(c) 大学の名簿に記載された電話番号

(d) Emailアドレス

(e) 専攻分野

(f) 教育年次（1年生、2年生等）

(g) 公的に認められた活動・競技への参加の事実

(h) 競技チームメンバーの身長・体重

(i) 学位及び表彰の授与

学生は、上記の全てもしくは一部につき、自己についてその情報が機関情報として取り扱われないことを要求する権利を有する。学生がこの権利を行使することを欲する場合には、当該学生は、学期における指導の開始日以降14日以内もしくはサマーセッションの4日目までに、大学登録局に対し、上記のうちのいずれかの情報につき学生の同意なき限り開示しないよう、通知しなければならない。

5. 学生の親又は配偶者は、機関情報となった情報以外の学生の教育記録中の情報が、子供や配偶者の事前の書面による承諾なくして自己に開示されないことに留意すべきである。